

(料金改定等のお知らせ)

「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護」料金表

令和元年10月1日改定分

対象事業所 あすならホーム天理、あすならホーム柳本、あすならホーム畝傍、あすならホーム桜井

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は 10.14円

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(Ⅱ)

【基本サービス】

要介護度	1日につき					1ヶ月(31日分)		
	単位数	基本利用料金	自己負担額			自己負担額		
			1割	2割	3割	1割	2割	3割
要支援2	745単位	7,554円	756円	1,511円	2,267円	23,419円	46,837円	70,255円
要介護1	749単位	7,594円	760円	1,519円	2,279円	23,545円	47,089円	70,633円
要介護2	784単位	7,949円	795円	1,590円	2,385円	24,645円	49,289円	73,933円
要介護3	808単位	8,193円	820円	1,639円	2,458円	25,399円	50,798円	76,197円
要介護4	824単位	8,355円	836円	1,671円	2,507円	25,902円	51,804円	77,705円
要介護5	840単位	8,517円	852円	1,704円	2,556円	26,405円	52,810円	79,214円

※消費税増税に伴うの増加単位数…要支援2～要介護5の基本サービスが1日あたり2単位の増加。

【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割	2割	3割
夜間支援体制加算(Ⅰ)/1日につき	50単位	507円	51円	102円	153円
夜間支援体制加算(Ⅱ)/1日につき	25単位	253円	26円	51円	76円
若年性認知症利用者受入加算/1日につき	120単位	1,216円	122円	244円	365円
入院時費用/1日につき(月6回限度)	246単位	2,494円	250円	499円	749円
看取り介護加算(1)/1日につき	144単位	1,460円	146円	292円	438円
看取り介護加算(2)/1日につき	680単位	6,895円	690円	1,379円	2,069円
看取り介護加算(3)/1日につき	1,280単位	12,979円	1,298円	2,596円	3,894円
初期加算/1日につき(入居日から30日以内の期間)	30単位	304円	31円	61円	92円
医療連携体制加算(Ⅰ)/1日につき	39単位	395円	40円	79円	119円
医療連携体制加算(Ⅱ)/1日につき	49単位	496円	50円	100円	149円
医療連携体制加算(Ⅲ)/1日につき	59単位	598円	60円	120円	180円
退居時相談援助加算/1回限り	400単位	4,056円	406円	812円	1,217円
認知症専門ケア加算Ⅰ/1日につき	3単位	30円	3円	6円	9円
認知症専門ケア加算Ⅱ/1日につき	4単位	40円	4円	8円	12円
生活機能向上連携加算/1月につき	200単位	2,028円	203円	406円	609円
口腔衛生管理体制加算/1月につき	30単位	304円	31円	61円	92円
栄養スクリーニング加算/1回につき	5単位	50円	5円	10円	15円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)/1日につき	18単位	182円	19円	37円	55円
サービス提供体制強化加算Ⅰ(ロ)/1日につき	12単位	121円	13円	25円	37円
サービス提供体制強化加算Ⅱ/1日につき	6単位	60円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅲ/1日につき	6単位	60円	6円	12円	18円
認知症行動・心理症状緊急対応加/1日につき	200単位	2,028円	203円	406円	609円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。
どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

【その他の減加算】

身体拘束廃止未実施減算	所定単位数に10.0%を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に11.1%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 新規	所定単位数に3.1%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 新規	所定単位数に2.3%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※身体拘束廃止未実施減算…身体拘束を行うと減算される制度です。当法人の事業所では身体拘束は行っていません。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められている加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金の新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

・介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に14.2%（11.1%+3.1%）を乗じた単位数が加算されます。

・介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に13.4%（11.1%+2.3%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。

・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を足した金額とは、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額と差異が生じることがあります。

令和元年 月 日 事業所名（ ） 説明者（ ）

サービス利用者の氏名（ ）

消費税増税に伴う基本サービス料金の改定及び新規の「介護職員特定処遇改善加算」についての説明を受けました。

説明を受けた方（ ）（ 本人・家族・代理人 ） ④